



各 位

平成 30 年 11 月 13 日

会社名 ホシザキ株式会社
代表者名 代表取締役社長 小林 靖浩
(コード番号：6465 東証第一部・名証第一部)
問合せ先 取締役 世古義彦
(TEL. 0562-96-1320)

第73期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家をはじめ関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書

第73期第3四半期報告書（自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日）

2. 延長前の提出期限

平成30年11月14日（水曜日）

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成30年12月14日（金曜日）

4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成30年10月30日の「当社子会社における不適切な取引行為判明による社内調査委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の連結子会社であるホシザキ東海株式会社において、実態のない工事発注等の不適切な取引行為が行われていた可能性があることが判明いたしました。

当社は、社外有識者を主要メンバーとする社内調査委員会を平成30年11月1日に設置し、類似事象の存否も含め、本件に関する事実解明に努めておりますが、不適切な取引行為に関与した営業担当者が相当多数に上り、また、長期間にわたって行われていたと見られることから、同委員会による全容解明のためには1ヶ月程度を要すると見込んでおります。社内調査委員会では、従来の調査資料の検討・調査方針決定・データ保全等を行っており、現時点においては、11月22日頃までに各種調査を実施し、その後必要な追加調査を経て、11月末を目途に調査報告書を作成することを想定しております。

そのため、社内調査委員会の調査を踏まえた監査法人からの四半期レビュー報告書の受領は、第73期第3四半期報告書の提出期限に間に合わない見込みとなりました。

以上から、当社は、第73期第3四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財

務局へ提出することといたしました。

なお、当社は、社内調査委員会の調査結果を踏まえて12月6日頃までに四半期報告書を作成し、同月14日までには、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けて四半期報告書を関東財務局へ提出する予定です。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

以上